

多子世帯等保育料軽減事業の実施について

本件については、6月市議会定例会に補正予算(案)を提出し、ご審議いただく予定です。

1 目的

従来、3歳未満児の第3子以降の保育料について所得に応じて月額6千円又は無償化を実施してきましたが、県の保育料軽減事業実施の拡充に合わせ、本市においても出生順位第3子以降の完全無償化と第2子の半額等、補助対象及び上限額を拡大し、子育て家庭の経済的負担を軽減します。

※認可外保育施設は月額の補助上限あり

2 事業内容

区分	内 容	対象施設	負担割合
低所得世帯	年収 360 万円相当(市町村民税 57,700 円)未満世帯 ①【新】第1子 半額 ②【新】第2子 無償化 (※)国制度の低所得世帯・ひとり親世帯等への軽減施策により既に軽減されている世帯を除く	保育所 認定こども園 地域型保育事業所 認可外保育施設 (※)指導監督基準を満たさない認可外保育施設は除く	県 1/2
多子世帯	年収 360 万円相当(市町村民税 57,700 円)以上世帯 ③【拡】第3子 無償化(現行の月額 6,000 円上限を撤廃) ④【新】第2子 半額 (※)国制度の同時入所要件等によりすでに軽減されている世帯を除く		市 1/2

実施時期：令和6年4月分の保育料から適用（遡及適用）

この事業は、本市が定める「保育料基準額表」により保護者が負担する保育料から独自の軽減を行うもので、「保育料基準額表」を変更するものではありません。

社会福祉審議会本会から児童福祉専門分科会に付託されている『令和7年度長野市の保育所等保育料(利用者負担)』は、「保育料基準額表」を審議いただくものであり、この事業の実施による審議への影響はありません。